

友国際文化学院 学校規則（2026 年 4 月 1 日改定）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、外国人学生の日本国内での進学を支援する。併せて、国際理解・異文化理解を促進し、広い視野を持った人材の育成を目指す。

（名称）

第 2 条 本学は、友国際文化学院という。

（所在地）

第 3 条 本学は、所在地を東京都新宿区百人町 2－20－17 に置く。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース、修業期間、収容定員）

第 4 条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
一部 (午前)	進学 2 年コース	2 年	40 名	2	4 月入学
	進学 1 年 6 ヶ月コース	1 年 6 ヶ月	20 名	1	10 月入学
	小 計		60 名	3	
二部 (午後)	進学 2 年コース	2 年	40 名	2	4 月入学
	進学 1 年 6 ヶ月コース	1 年 6 ヶ月	20 名	1	10 月入学
	小 計		60 名	3	
合 計			120 名	6	

（始期・終期、学期など）

- 第 5 条 1 本学の各コースは 4 月・10 月に始まり、3 月に終わる。
- 進学 2 年コース 4 月開始、翌々年 3 月に終了
- 進学 1 年 6 ヶ月コース 10 月開始、翌々年 3 月に終了
- 2 前項の期間において 1 年間を分けて、次の学期とする。
- （1）1 学期 4 月～ 9 月
- （2）2 学期 10 月～ 3 月

(休業日)

第6条 1 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日 土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 春季前期休業 3月～4月 約3週間
 - (4) 春期後期休業 4月末～5月 約2週間
 - (5) 夏期前期休業 8月 約2週間
 - (6) 夏期後期休業 9月～10月 約2週間
 - (7) 冬季休業 年末年始 約2週間
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
 - 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

一部(午前) 9:00～12:15

二部(午後) 13:00～16:15

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価、修了要件及び教職員組織

(日本語教育課程、授業時数)

第8条 本学の教育課程のコース別の授業時間数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる一授業時間単位は、45分とする。本学では、以下の表の第1欄に掲げる日本語教育課程を置き、目標とする日本語能力(「日本語能力の参照枠」の尺度で示された日本語能力をいう。)、授業科目及び授業時数はそれぞれ第2欄から第4欄までに掲げる通りとする。

日本語教育課程	日本語能力	授業科目	授業時数
進学2年コース	B2	入門日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	400 時間
		入門漢字Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	150 時間
		探求Ⅰ	50 時間
		基礎日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	468 時間
		基礎漢字Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	140 時間
		外部試験対策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	120 時間
		探求Ⅱ	108 時間
		応用日本語Ⅰ	164 時間
		合計	1600 時間

進学１年６カ月 コース	B2	入門日本語Ⅳ	130 時間
		入門漢字Ⅳ	50 時間
		探求Ⅰ	20 時間
		基礎日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	468 時間
		基礎漢字Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	140 時間
		外部試験対策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	120 時間
		探求Ⅱ	108 時間
		応用日本語Ⅰ	164 時間
			合計

（学習の評価）

第 9 条 学習の評価は、期末試験の結果および表出能力測定の結果をもって評価する。期末試験は 60%以上を合格とし、表出能力は、会話試験および作文試験のルーブリックによって判定する。

この評価は、生徒個別の「評価シート」にて当該学期の成績として生徒と共有するものとする。

（修了要件）

第 10 条 本学の修了要件は、次のとおりとする。

以下の（１）と（２）を満たすこと

- （１） 修業期間の全課程を修め、修業期間を通しての出席率が 80%以上であること
- （２） 修了学期の期末試験（JLPT N2 模擬試験、会話試験、作文試験）を全科目受験、JLPT N2 模擬試験において 112 点以上であること、かつ、会話試験か作文試験のうち一つ以上が B2.1 レベルに達していると認定されること

（教職員組織）

第 11 条 1 本学に次の教職員を置く。

- （１） 校長
 - （２） 主任教員
 - （３） 本務等教員 3 名以上
 - （４） 日本語教員 6 名以上
 - （５） 事務を統括する職員
 - （６） 生活指導担当者 2 名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。
 - 4 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議・職員会議)

- 第12条 1 職務の円滑な執行に資するため、教員会議・職員会議を置く。
- 2 教員会議は、主任教員が主宰する。
- 3 職員会議は、事務を統括する職員が主宰する。
- 4 前項の他に校長は必要に応じて教職員を招集して会議を主宰することができる。

第4章 入学、退学、転学、休学、修了及び卒業に関する事項

(入学時期)

- 第13条 本学への入学は年2回とし、その時期は4月・10月とする。

(入学資格)

- 第14条 本学への入学資格は、次のとおりとする。
- (1) 自国において通常の課程による12年の修学課程を修了していること
- (2) 日本における高等教育機関への出願資格を満たす条件を有していること
- (3) 本学の入学選考試験を受け、合格していること
- (4) 本学在学期間中の学費、生活費等の経費支弁が確実にできること
- (5) 正当な手続きによって日本国への入国を許可される見込みがあること

(入学手続き)

- 第15条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。
- (1) 本学に入学しようとする者は、本学の定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない

(退学)

- 第16条 1 コースを修了せず、途中で受講を修了しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 出席率が低下し、月間の出席率が85%を下回った生徒に対し、個別面談にて嚴重注意を行う。改善が見られず2カ月続いた場合は、退学勧告を行い、3カ月続いた場合は、退学処分とする。

(転学)

- 第17条 1 他の日本語教育機関等に転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許

可を受けなければならない。

- 2 災害、伝染病等により学校の運営が困難になった場合は、提携する日本語教育機関、またはその他受入機関への転学支援を実施する。

(休学・復学)

- 第18条
- 1 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(修了の認定)

- 第19条
- 校長は、第10条に定める修了要件を満たした者に対して、当該課程の修了を認定する。校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(卒業)

- 第20条
- 生徒が第10条に定める修了要件を満たし、かつ、修学期間を満了したことをもって卒業とする。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第21条
- 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料	30,000円
(2) 入学金	50,000円
(3) 授業料	進学2年コース : 1,400,000円 進学1年6ヶ月コース : 1,050,000円
(4) 教材費	進学2年コース : 70,000円 進学1年6ヶ月コース : 52,500円
(5) 施設・設備費、課外活動費、保険料	進学2年コース : 170,000円 進学1年6ヶ月コース : 127,500円

(納入)

- 第22条
- 1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合や特待生制度など、第1項の規定にかかわらず、別に

定めるところにより授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第23条 生徒が正当な理由なく、且つ、所定の手続きを行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 1 すでに納付された生徒納付金で、入学辞退をする場合、入学金を除く授業料等は返還する。
2 生徒がやむを得ない理由（帰国、転学等）による途中退学をする場合には、「消費者契約法」に基づき、授業料等に係る部分は、在学解除に伴う損害賠償額並びに違約金の定め の性質を有するため、その損害額を除く授業料等の30%を返還する。
3 除籍（第26条を参照）になった場合は、原則として返還しない。

第6章 褒章、罰則

(褒賞)

第25条 校長は、成績優秀且つ他の生徒の模範になる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第26条 1 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の三種とする。
3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由なく出席が常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
(5) その他校長が除籍相当と認めた者

第7章 寄宿舍、健康診断

(寄宿舍)

第27条 寄宿舍に関する事項は、学生寮規則を別に定める。

(健康診断)

- 第28条 1 健康診断は、毎年一回実施する。実施の時期は、基本的に進学2年コースは5月、進学1年6ヶ月コースは11月とする。
- 2 検査項目は、原則として次のとおりとする。
身長、体重、血圧、視力、聴力、胸部レントゲン、尿検査、問診

第8章 雑則

(保険)

- 第29条 入学者は留学生保険に加入する。加入は学校職員が行う事とする。

(情報開示)

- 第30条 本校の自己評価点検は、職員及び役員にて行いホームページ等で情報開示を行う。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。